■ 少年事件手続きの流れ

事件発生

警　　察

犯人である少年が判明したら、逮捕して取調べたり、逮捕しないまま任意で捜査したりします。

- **14 歳未満**
- **14 歳以上 罰金以下の事件**
- **14 歳以上 禁錮以上の事件**

児童相談所

- 児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。
- 家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所に送致します。

児童自立支援施設への入所や里親への委託等

検　察　庁

検察官が少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

家庭裁判所

送られてきた事件について審判（大人の事件でいう裁判）を開始するかどうか決定します。

審判不開始

これまでの手続きの過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

審判手続き開始

保護処分（刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分）が必要であると認められる場合は、審判手続きを開始します。

検察庁に逆送

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察官に送り返します。

審判

不　処　分

審判の過程において、少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

検　察　庁

起訴するかどうかを決定します。ただしこの逆送事件の場合は原則として起訴されます。

起訴

地方裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

保護処分

【児童自立支援施設・児童養護施設送致】
少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められた場合は、児童自立支援施設(不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等の支援施設)、児童養護施設(保護者のいない児童、虐待されている児童等の保護施設)に入所させ、社会復帰を促します。

【保護観察】
保護司等の監督のもとで少年が改善・更正することが可能と認められる場合は、自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が指導監督や補導援助する保護観察の処分にします。

【少年院送致】
少年を施設に収容し、矯正教育を与えることによって非行少年を社会生活に適応させる必要があると認められた場合は、少年院に送ります。
① 第１種少年院(心身に著しい障害のないおおむね 12 歳以上おおむね 23 歳未満)
② 第２種少年院(心身に著しい障害のない犯罪傾向が進んだおおむね 16 歳以上 23 歳未満)
③ 第３種少年院（心身に著しい障害があるおおむね 12 歳以上 26 歳未満）

刑事処分

【死刑】
ただし、罪を犯した時 18 歳未満の者を死刑をもって処断するときは無期刑を科します。

【有期懲役・禁錮】
有期の懲役または禁錮をもって処断すべきときは、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します。この場合、長期は 15 年、短期は 10 年を超えることはできません。

【無期懲役・禁錮】
ただし、罪を犯した時 18 歳未満の者に対して無期刑をもって処断するときは、無期刑を科すか 10 年以上 20 年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。